



JAWS

レポート 30

発行所
 社団法人日本動物福祉協会
 〒106 東京都港区元麻布3-1-38
 第5谷沢ビルディング内
 電話(03)3405-5652・5681
 FAX(03)3478-1945
 発行人 松浦 均
 編集人 光村龍雄・山口千津子
 編集協力 平山企画舎

主な内容

◆英国JAWSだより	2	◆行事報告	5
◆八潮浜動物飼育控訴審	3	◆声	6
◆動物愛護ふれあいフェスティバル	3	◆捨て犬・捨て猫防止キャンペーン	6
◆おしらせ(作文コンテスト、絵画コンテスト)	3	◆理事会報告	6
◆書籍案内	3	◆セミナーのご案内	7
◆ボランティア募集	3	◆寄付者名簿	7
◆JAWSジュニア	4	◆チャリティティーンエイジャーショー	8
◆視察レポート	5	◆カレンダーのお知らせ	8

真に、動物を護る法律をめざして

山口千津子

何事も「ブーム」という三文字に
 乗せられてしまう日本人。動物に
 ついても例外ではなく、久しく続
 く、いわゆる「ペットブーム」に
 次々と新しいペットショップがで
 き、犬猫をはじめ、家庭では飼え

るはずのない野生動物までもが売
 られ、「生命」を考えずに「ブーム」
 で買ってしまう人々。ペットフ
 ード・ペットグッズの売上げも飛躍
 的に伸びるなか、当協会事務局に
 は毎日いろいろな相談や通報が寄
 せられます。



リードの代わりに鎖でつながれていた

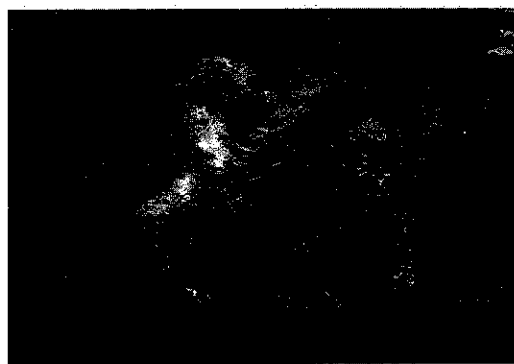
各支部、連絡
 所にもたくさ
 んの相談が寄
 せられている
 ことと思いま
 す。なかで
 も、飼い方し
 つけ・病氣・新
 しい飼い主探
 し等と並んで
 多いのが動物
 虐待と動物取
 扱ひ業に関す
 る問題なので
 す。

現行法の 問題点

現行の「動
 物の保護及び
 管理に関する

法律」十三条には、「保護動物を虐
 待し、または遺棄したものは、三
 万円以下の罰金または科料に処す
 る。」とあり、保護動物を捨てる行
 為はもちろんこれに当てはまりま
 す。ですから、捨て犬・捨て猫は
 明らかな犯罪行為なのです。とは
 いえ、現実には捨てた人々をなか
 か特定できず、野放し状態で、同
 じ生命を持つ仲間をゴミのように
 捨て、自分の目の前から消えれば
 その生命がその後どうなるかと
 知ったことではないという人が後
 を絶ちません。戻ってこないよう
 にと動物を傷つけて置き去りにす
 るという人間にあるまじき行為ま
 でも報告されております。このよ
 うに捨てられた動物が心優しい人
 に助けられる幸運はそうそうある
 ものではなく、飢えや病氣、ある
 いは交通事故にあつて苦しみのう
 ちに死んでいくことのほうが多い
 のです。そして、恐ろしいことに
 は、うつ憤晴らしの対象として傷
 つけられ、殺されていく動物も少
 なくないのです。

こう言えば、あの日本中を震撼
 させた神戸市の児童殺傷事件を思
 い起こされる方も多いでしょう。
 そうです。たかが犬や猫ではない
 のです。私たちと同じ地球の住
 民、生命に「たかが」はないので
 す。すでに新聞・雑誌でも取り上
 げられておりますが、一八七七年
 の創設以来、子供と動物を虐待か



毛がマット状になり顔がどこにあるかわからない

ら守る活動をしているアメリカカ
 ン・ヒューメイン・アソシエイ
 ションでは、長年の研究データか
 ら動物虐待をいましめられること
 なく成長すると生命に対する基本
 的な認識のない人格が形成される
 と警告しております。子供(人間)
 と動物に対する虐待の根は同じで
 あり、弱者にやさしい社会を目ざ
 すには、生命の大切さ、思いやり
 の心を育む教育、啓蒙と同時に、
 動物虐待を「生命」に対する重大な
 犯罪と認識して対応、防止に努め
 なければなりません。それには、
 前述の「動物保護法」を総論的な記
 述から真に動物を護るために使え
 る法律に改正することがまず第一
 です。現行法ではただ一言「虐待」
 とあるのみなので、どのような行
 為が虐待に当たるのか、人によつ

英国の動物保護法

て判断が異なり、ほとんど適用さ
 れない理由の一つになっているの
 です。



株式会社アートライフ
 株式会社誠文堂クリエイツ



輸送途中で斃死した豚。食肉センターの場内に放置されていた。

悪な飼育管理下に置かれ、購入者とのトラブルも激増している現状であるが、英国では、ペットシヨップ・ブリーダー・ペットホテル・乗馬クラブも許可なく開業できませぬし、毎年、自治体役人の査察を受け、許可を更新しなければなりません。動物実験についても、実験者個人とプロジェクトと実験施設の三つのライセンスが必要で、内務省の査察官の査察を受けます。一般動物、野生動物については伝統ある英国王立動物虐待防止協会(RSPCA)の査察員が、農業動物については農務省の役人とRSPCAの査察員が動物の虐待に目を光らせ、指導に力を注いでいるのです。虐待行為に対する罰金も最高六カ月の懲役刑または罰金五千ポンド(一九九四年)とあり、さらに、裁判所は動物(種を限定されることもある)の期限付きあるいは無期限の飼育禁止を言い渡すこともあります。たとえば、英国カンブリアに住む、六十三才の男性が、飼っていたパードルミックス犬ケイティを十二週間ケージに閉じ込めて世話を怠り、被毛をマット状にしたまま放置したケースでは、裁判所は飼主の男性に百ポンドの罰金と裁判

費用の支払いを命じ、生涯犬を飼うことを禁止しました。ちなみに、RSPCAの査察員が発見したときには毛がからまり固まって歩けなかったケイティも今は毛も刈られ、元気になって新しい飼主の元で幸せな毎日を送っております。刈ったマット状被毛はなんと重さ十キログラムもあったそうです。当協会が全く同じ状態の犬を救助しましたが、現行法では虐待と認識されないのです。

アメリカにおいても、合衆国としての動物福祉法があり、それぞれの州・都市ではさらに細かく福祉に関する法律が定められています。そして、やはり法的権限を持つ査察官制度が確立されていて、警察と共に動物を虐待から護るために改善指導をし、その内容に応じて法律に訴えます。動物取り扱いはライセンス制度が導入されておりますし、動物闘争についても州によって差はありますが、実刑を含む厳しい罰則を適用しております。例をあげますと、ニュージャージー州でライセンスを取得せずに犬舎を経営し、二〇頭以上の犬を販売していた経営者に対しては、農務省の職員が動物、施設、記録を調査することを拒んだこともあり、五年間の営業停止とそれ以降は動物福祉法に従うまで農務省のライセンスを取得させない判決が下りました。闘犬についても、やはりニュージャージー州なのですが、十九才の男性がロットワイラーとピットブルテリアを闘わせ、かつ、犬に苦痛を与えたとして五年間の懲役刑が言い渡されました。また、日本では何の規制もない動物実験についても、動物の苦痛に配慮しなかったとして罰金刑が言い渡されたこと

もあり、動物実験倫理委員会でも動物に重度の苦痛を与えると判断されるような実験は計画書を提出した段階で認められません。ですから、これは日本にとつてはいへん不名誉なことなのですが、アメリカでは行えないような動物実験は日本に行つてすると言っている科学者がいるといわれているのです。



日本における闘犬

真に動物を護るために、現行法が施行されて早や二十三年、社会情勢はどんどん変化しているにもかかわらず、一度も改正が行われなかったため、現実とのギャップがどんどん開き、対応しきれなくなっているのです。今こそ、虐待の定義を具体化し、罰金も虐待の種類に応じて定め、法律に基づいた査察員(インスペクタ)制度を確立して、積年の思いである「真に動物を護る法律」を目ざし、大きく歩みだすときをきていると思えます。適切な指導を行うにもそれをバックアップする法律が必要です。それが生命の大切さを認識させ、思いやりの社会につながる、暴力のない社会へと広がっていくことを確信しております。(当協会調査員・獣医師)

英国 JAWS だより
飼主が病に倒れ、障害者となつてしまったので、ビーグル犬のアリスがJAWSの会員のジュシカ・ファズニアクさんの家庭に迎えられることになったのは二年前のことです。
それからアリスは、一九九五年、JAWSチャリティードッグウォークにデビューしましたが、今年に入つて病気になる、急死してしまいました。
アリスの元の飼主は、アリスをしのび、アリスの世話をしてくださったファズニアクさん一家に感謝の意を表して、JAWSの終身会員になってくださいました。
また、会報にドッグウォークの様子を撮影した写真を提供してくださっていた会員のバーナード・ストックハム様は、昨年の冬、逝去されました。
英国JAWSは、昨年逝去されたニコラス・ライル様を記念して、ロンドンの事務所を「ライル・ハウス」と名づけました。

雑菌・カビ・悪臭をイオンで破壊 ミラクリン
院内感染防止のために開発された強力抗菌スプレー
特 徴
無色・無臭/空間を立体的に抗菌・消臭/乾燥後も2~3週間持続清涼飲料水レベルの安全性
抗菌効果
MRSA/腸炎ビブリオ菌/肺炎桿菌/大腸菌/O-157/黄色ブドウ球菌/サルモネラ菌/セラウス菌
抗カビ効果
白黴菌(水虫菌)/カンジダ/青カビ/黒コウジカビ/クラドスポリウム
防虫効果(忌避効果)
ダニ・ゴキブリがいなくなる
消臭効果
アンモニア臭/タバコ臭/生ゴミ臭/体臭/動物臭/エアコン臭/腐敗臭/カビ臭/下水のニオイ/下駄箱のニオイ
(こんなところで使用しています)
病院/歯科医院/老人ホーム/ホテル/バス/動物病院/JR東日本自衛隊/給食センター他
お問い合わせ
フリーダイヤル 0120-888-122 (10:30~18:00)
ファックス (03)3270-1468(24時間)
株式会社アートライフ
〒103 東京都中央区日本橋 4-3-15 松原ビル3階
*万一商品がお気に召さない場合は、未使用に限り8日以内にご返送ください。